○国土交通省令第八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二十六、第七十七条の十六第三項、第七十七条の三十五の二十一第三項、第七十七条の五十二第三項（同法第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）、第九十三条の三及び第九十七条の四第一項の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特殊構造方法等認定の申請） **第十条の五の二十三**　特殊構造方法等認定の申請をしようとする者（次項において「申請者」という。）は、別記第五十号の十四様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。 一～三　（略） ２　申請者は、前項各号に掲げる図書に加え、同項第三号の図書を補足する構造方法又は建築材料の専門的事項であって、同号の審査の参考となるべきものを記載した図書（第十一条の二の三第一項第二号及び第二項第四号において「参考図書」という。）を提出することができる。 ３　国土交通大臣は、第一項各号に掲げる図書のみでは同項第三号の審査が困難と認める場合にあつては、当該構造方法又は建築材料の実物又は試験体その他これらに類するものの提出を求めることができる。 （手数料の額） **第十一条の二の三**　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　構造方法等の認定　申請一件につき、四万二百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下この条において同じ。）による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二の㈠欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の㈢欄に掲げる額を加算した額（次項第一号において「基本額」という。）（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、申請一件につき、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）） 二　特殊構造方法等認定　申請一件につき、二百十二万円（参考図書を提出する場合にあつては、十七万三千五百円） 三～五　（略） ２　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。 一　構造方法等の認定のための審査に当たつて実物等の提出を受けて試験その他の方法により評価を行うことが困難であることその他の理由により申請者が工場等において行う試験又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を目視その他適切な方法により	（特殊構造方法等認定の申請） **第十条の五の二十三**　特殊構造方法等認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十四様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。 一～三　（略） （新設） ２　国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは前項第三号の規定による審査が困難と認める場合にあつては、当該構造方法又は建築材料の実物又は試験体その他これらに類するものの提出を求めることができる。 （手数料の額） **第十一条の二の三**　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　構造方法等の認定　申請一件につき、二万円に、別表第二の㈠欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の㈢欄に掲げる額を加算した額。ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円とする。 二　特殊構造方法等認定　申請一件につき、二百十二万円 三～五　（略） ２　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。 一　構造方法等の認定のための審査に当たつて実物等の提出を受けて試験その他の方法により評価を行うことが困難であることその他の理由により申請者が工場等において行う試験又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を目視その他適切な方法により